仙台市社会福祉法人･施設指導監査要綱

（平成 13 年 3 月 30 日健康福祉局長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は，社会福祉法人（以下「法人」という。），社会福祉施設等（以下「施設」という。）及び施設への措置等の実施機関（以下「実施機関」という。）に対する指導監査の実施等に関し必要な事項を定める。

（指導監査の対象）

第２条　指導監査の対象は，次の各号のとおりとする。ただし，宮城県又は厚生労働省が監督する法人及び施設を除く。

（１）　法人

（２）　第一種社会福祉事業を行う施設

（３）　第二種社会福祉事業を行う施設（保育所，児童自立生活援助事業，小規模住居型児童養育事業，児童発達支援センター，地域活動支援センター及び福祉ホームに限る。）

（４）　実施機関（各福祉事務所，児童相談所及び北部発達相談支援センター）

２　前項第２号及び第３号に掲げる施設以外の本市が監督する権限を有する施設については，事業委託，運営補助等の執行監督の一環として指導を行うものとする。

（指導監督の事務分掌）

第３条　前条第１項に規定する指導監督の事務分掌は，次の各号のとおりとする。

（１）　健康福祉局総務課　施設の指導監督の連絡調整及び法人の指導監査

（２）　健康福祉局地域福祉部保護自立支援課　保護施設の指導監査

（３）　健康福祉局障害福祉部障害者支援課　障害者支援施設及び児童福祉施設（障害児関連施設に限る。）の実施機関並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの指導監査

（４）　健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス指導課　障害者支援施設及び児童福祉施設（障害児関連施設に限る。）の指導監査

（５）　健康福祉局保険高齢部高齢企画課　老人福祉法に基づく措置実施機関の指導監査

（６）　健康福祉局保険高齢部介護事業支援課　老人福祉施設（養護老人ホーム，特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）の指導監査

（７）　こども若者局こども家庭部こども家庭保健課　児童福祉施設（児童養護施設，母子生活支援施設，乳児院，児童心理治療施設，里親支援センター，児童自立生活援助事業所Ｉ型及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に限る。）の指導監査及び児童福祉法に基づく実施機関の指導監査

（８）　こども若者局幼稚園・保育部認定給付課　保育の実施機関の指導監査

（９）　こども若者局幼稚園・保育部運営支援課　保育所の指導監査

（指導監査の方法等）

第４条　指導監査は一般監査と特別監査とし，次の各号に定めるとおり実施する。

（１）　法人一般監査

法人の一般監査については，実地において行うものとし，別表に掲げる回数とする。なお，法人に対する一般監査と施設又は事業に対する監査との実施の周期が異なる場合において，これらの監査を併せて実施することが効率的かつ効果的であると健康福祉局長が認めるときは，監査の実施の周期を３年に１回を超えない範囲で設定することができる。

ただし，新たに設立された法人については，設立年度又は次年度の早期に一般監査を行うものとする。

（２） 施設等一般監査

施設及び実施機関の一般監査については，実地において行うものとし，１ 年に１回とする。ただし，児童福祉施設を除き，前回の実地監査の結果，適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については，この限りでない。

（３） 法人及び施設特別監査

特別監査は，法人又は施設が次のいずれかに該当すると認める場合に，特定の指導監査事項を定めて，実地において実施する。

① 法人又は施設の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
② 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき
③ 一般監査における重要な指摘事項について是正改善がみられないとき
④ 正当な理由なく，一般監査を拒否したとき

（一般監査の実施計画）

第５条 法人，施設及び実施機関に対する一般監査については，毎年５月までに，監査方針，重点事項，実施時期，具体的方法等に関する実施計画を策定し，計画的に実施する。

（指導監査の実施通知等）

第６条 指導監査に当たっては，対象となる法人，施設又は実施機関に対し，指導監査の根拠規定，指導監査の日時及び場所，監査担当者，準備すべき書類等の必要な事項を，あらかじめ文書で通知するものとする。ただし，文書による事前通知によっては指導監査の目的が達せられないおそれがある場合には，その他の方法によることができるものとする。

（指導監査時の留意事項）

第７条 指導監査に当たっては，公正かつ指導支援的な態度を旨とし，法人，施設及び実施機関の理解と自発的協力による適正な運営の確保とサービスの質の向上が図られるよう留意するものとする。

（指導監査の報告）

第８条 指導監査の実施結果については，指摘内容，所見等を報告書として整理し，所管局長に復命するとともに，関係法令及び国の通知に定める様式により，厚生労働省に報告する。

（指導監査結果の措置）

第９条 実地による指導監査の終了後は，責任者その他関係職員の出席を求め，指導監査の結果及び改善を要すると認める事項について講評及び必要な助言等を行うものとする。

２ 指導監査結果の指示は，是正改善を必要とする事項について文書で通知するとともに，当該事項に対する是正改善状況について期限を付して報告を求めるものとする。

３ 前項により提出された報告によっては是正改善状況の把握が困難な場合には，必要に応じて，指導監査職員を法人・施設・実施機関に派遣し，実地に改善状況を確認することができるものとする。

４ 指導監査において，繰り返し是正措置を講ずるよう指示したにもかかわらず，改善がなされない場合には，必要に応じて法令等に基づく措置を講ずるものとする。

（情報の公開）

第 10 条 指導監査の結果については，社会福祉法人等の運営の適正化と福祉サービスの質の向上を図る観点から，市民への公表に努める。

（法人・施設連絡調整委員会）

第 11 条　指導監査の計画，実績報告等その他法人・施設関連事務の連絡調整に関し必要な事項を協議するため，法人・施設連絡調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は，委員長，副委員長及び委員をもって組織する。

３　委員長は，健康福祉局の理事，次長又は部長の職にある者のうち，あらかじめ健康福祉局長が指名する者をもって充てる。

４　副委員長は，こども若者局の理事，次長又は部長の職にある者のうち，委員長が指名する者をもって充てる。

５　委員は，健康福祉局及びこども若者局の部長，参事又は課長の職にある者のうち，委員長が指名する者をもって充てる。

６　委員会の円滑な運営を図るため，必要に応じ，関係する課相互の連絡調整を行う。

７　委員会の庶務は，健康福祉局総務課において処理する。

別表　　法人一般監査の回数（第４条関係）

<table>
<tr><td>区分</td><td>区分基準１の(1)かつ(2)を満たし，さらに，区分基準２の(1)か(2)のいずれかを満たす法人</td><td>区分基準１の(1)かつ(2)を満たし，さらに，区分基準３の(1)か(2)のいずれかを満たす法人</td><td>区分基準１の(1)かつ(2)を満たす法人</td><td>左記以外の法人</td></tr>
<tr><td>回数</td><td>５年に１回</td><td>４年に１回</td><td>３年に１回</td><td>１年に１回又は随時</td></tr>
<tr><td>区分基準</td><td colspan="4">区分基準１　法令遵守の状況
(1)　法人の運営について，社会福祉法令及び通知(社会福祉法人に係るものに限る)に照らし，特に大きな問題が認められない。
(2)　法人が経営する施設及び法人の行う事業について，施設基準，運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。
区分基準２　会計監査人等設置の状況
(1) 会計監査人を設置している法人において，会計監査報告に，「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合
(2) 会計監査人を設置していない法人において，会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに，法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって，会計監査人による監査と同等のものと考えられる監査。）が実施され，当該監査の際に作成された会計監査報告に，「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合
区分基準３　積極的な取組への評価
(1)　公認会計士，監査法人，税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において，専門家が当該支援を踏まえて作成する書類が提出された場合
(2)　苦情解決への取組が適切に行われ，以下のいずれかの場合に該当する場合にあって，良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると健康福祉局長が認める場合。
①　福祉サービス第三者評価事業を受審し，その結果についても公表を行いサービスの質の向上に努めている。ただし，一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は，法人全体の受審状況を勘案して健康福祉局長が認めるものに限る。なお，ISO 9001 の認証取得施設を有する法人についても，これと同様に取扱うことができる。
②　地域社会に開かれた事業運営が行われている。
③　地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。</td></tr>
</table>

附　則

１　この要綱は，平成 13 年４月１日から実施する。

２　「仙台市社会福祉行政指導監査実施要綱（平成 9 年 5 月 26 日健康福祉局長決裁)」及び「社会福祉施設及び実施機関指導監査等連絡会議設置要領（平成 3 年 6 月 28 日民生局長決裁)」は，廃止する。

３　この要綱は，平成 14 年１月１日から実施する。

附　則

この要綱は，平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附　則（平成 18 年 3 月 31 日改正）

この要綱は，平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附　則（平成 19 年 5 月 14 日改正）

この要綱は，平成 19 年 5 月 14 日から実施する。

附　則（平成 20 年 5 月 22 日改正）

1　この改正は，平成 20 年 5 月 22 日から実施する。

2　仙台市精神障害者社会復帰施設指導監査実施要綱（平成 13 年４月１日 健康福祉局長決裁）は，廃止する。

附　則（平成 21 年 5 月 19 日改正）

1　この改正は，平成 21 年 5 月 19 日から実施する。

2　仙台市軽費老人ホーム指導監査要綱（平成 13 年 11 月 14 日 健康福祉局長決裁）は，廃止する。

附　則（平成 22 年 5 月 19 日改正）

この改正は，平成 22 年 5 月 19 日から実施する。

附　則（平成 23 年 5 月 20 日改正）

この改正は，平成 23 年 5 月 20 日から実施する。

附　則（平成 24 年 4 月 9 日改正）

この改正は，平成 24 年 4 月 9 日から実施する。

附　則（平成 25 年 5 月 9 日改正）

この改正は，平成 25 年 5 月 9 日から実施する。

附　則（平成 27 年 4 月 28 日改正）

この改正は，平成 27 年 4 月 28 日から実施する。

附　則（平成 29 年 4 月 5 日改正）

この要綱は平成 29 年 4 月 5 日から施行し，改正後の第３条の規定は，平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附　則（平成 29 年 5 月 19 日改正）

この改正は，平成 29 年 5 月 19 日から実施する。

附　則（令和４年３月 24 日改正）
この改正は，令和４年４月１日から実施する。

附　則（令和４年４月１日改正）
この改正は，令和４年４月１日から実施する。

附　則（令和５年４月１日改正）
この改正は，令和５年４月１日から実施する。

附　則（令和６年４月１日改正）
この改正は，令和６年４月１日から実施する。

附　則（令和７年５月 15 日改正）
この改正は，令和７年５月 15 日から実施する。